
■18歳から“大人” 18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

全国の消費生活センター等に寄せられる相談をみると、20歳代の相談件数は未成年者と比べて多く、契約金額も高額になっています。

今回、国民生活センターでは、全国の消費生活センター等に寄せられた相談やこれまでの若者関連の公表資料などから、新たに成年になる18歳・19歳の方に向けて特に気を付けてほしい消費者トラブルをまとめました。

<こんなところに気を付けよう！ トラブル別アドバイス>

1. 副業・情報商材やマルチなどの“もうけ話”トラブル

- ・ 確実にもうかる話はありません！
- ・ 「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうのみにしない。
- ・ 「荷受代行」「荷物転送」は絶対にしない。

2. エステや美容医療などの“美容関連”トラブル

- ・ その場で契約・施術をしない。
- ・ サービスの施術前にリスク等の説明を十分に受けて検討する。
- ・ 長期間の契約が心配なときは都度払いのコースを選ぶ。

3. 健康食品や化粧品などの“定期購入”トラブル

- ・ 注文前に返品・解約の条件を確認する。
- ・ 低価格を強調する広告は特に詳細を確認する。

4. 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など“SNSきっかけ”トラブル

- ・ SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する。
- ・ SNS上の広告から偽通販サイトに誘導されてトラブルになるケースも。

5. 出会い系サイトやマッチングアプリの“出会い系”トラブル

- ・ 出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約をよく確認する。
- ・ サイトやアプリで知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する。

6. デート商法などの“異性・恋愛関連”トラブル

- ・ 相手の好意は、商品を守るための手口であることも！
- ・ あやしいと思ったら、すぐに契約しない、お金を借りない。

7. 就活商法やオーディション商法などの“仕事関連”トラブル

- ・必要がないと思う契約には、先輩や知人から勧誘されても、ハッキリと断る。
- ・「オーディションに合格した」など、期待を持たせる勧誘トークに注意する。
- ・アンケートなどを求められても安易に個人情報を伝えず、利用目的を確認する。

8. 賃貸住宅や電力の契約など“新生活関連”トラブル

- ・契約先の事業者名や連絡先、契約条件をよく確認する。
- ・賃貸住宅の退去時の条件などもしっかり確認する。

9. 消費者金融からの借り入れやクレジットカードなどの“借金・クレカ”トラブル

- ・借金をしてまで契約すべきものかよく考える。
- ・手数料が発生するリボ払いに注意する。
- ・クレカの利用明細は必ず確認する。

10. スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

- ・勧誘を受けた事業者名やサービス名、連絡先、契約内容を確認する。
- ・解約時の条件についても事前によく確認する。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

新成人の皆さんへ

軽い気持ちで契約しない

うまい話に飛びつかない

ネットの情報に流されない

契約をせかす者は相手にしない

借金をしてまで契約しない

きっぱり断ることも勇気！

相談は、「188」



国民生活センター 公式LINEアカウント

LINE ID: @line_ncac

【友だち登録】で生活に役立つ情報をお届け！
チャットボットでよくあるトラブル&解決策を調べてみよう♪



独立行政法人

国民生活センター